平成２３年（フ）第３０６０号
名古屋市中村区小鴨町209番地
破産者　株式会社キデンシステムエンジニアリング
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３４３号
大阪市中央区南船場２丁目11番９号
破産者　株式会社アドヴァンス
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３１６号
大阪市浪速区日本橋東１－１－５　ＳＫビルディング４階、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区江戸堀１丁目４番27号
破産者　有限会社ドリームズ
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７６７号
愛媛県松山市宮西２丁目５番16号
破産者　谷口石油株式会社
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７６５号
大阪市天王寺区上本町６丁目３番31号
破産者　有限会社三協商事
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８１９号
大阪市北区大淀中５丁目14番27号
破産者　株式会社スリムジョーン
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８６１号
大阪府守口市佐太東町１丁目35番23―301号
破産者　有限会社森崎商店
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９９号
大阪府吹田市五月が丘東10―８―205号
破産者　有限会社ソリッドレーベル
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９５号
大阪市東住吉区北田辺６丁目16番18号
破産者　有限会社フロアーコンストラクション　タマキ
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１７号
兵庫県伊丹市荒牧６―13―17―502、商業登記簿上の本店所在地兵庫県尼崎市立花町４丁目10番13号
破産者　株式会社薫興産
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５９号
堺市堺区南旅篭町東４丁４番９号
破産者　城コーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３８２号
大阪府柏原市国分本町７丁目１番15号
破産者　杉本株式会社
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３９３号
大阪府松原市上田２丁目11番11号
破産者　株式会社ワールドラインＡＩＴ
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４５０号
神戸市兵庫区荒田町２丁目15番11号
破産者　有限会社フレンドリッチ
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４３号
兵庫県西宮市櫨塚町３番５号
破産者　株式会社極東設備
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５６号
兵庫県西宮市山口町下山口４丁目17番19号
破産者　株式会社ゾッカ
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６号
奈良県生駒市壱分町1258番地
破産者　株式会社中尾鈑金塗装
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２７号
岡山市東区楢原485番地１　レジデンス藤原107号
破産者　西田　從道
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２号
岡山県倉敷市玉島乙島5796番地の５
破産者　有限会社大島電機
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁857番地２
破産者　株式会社盛土木
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
青森県八戸市大字長苗代字二分谷地26番地の８
破産者　アバンティ有限会社
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
茨城県取手市藤代南１丁目５－１
破産者　株式会社池田情報設計事務所
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係